

国土交通省地方整備局発注工事からの暴力団
排除の推進について

(平成19年3月30日 組対第135号)

【概要】

公共発注工事からの暴力団排除対策を推進するため、暴力団員等から、関係地方整備局発注工事の請負者が不当介入を受けた場合に、警察への通報及び発注者への報告を義務付け、当該通報に対する警察の措置、警察と地方整備局等の連携強化について定めたもの。